

(仮称)世田谷区公文書管理条例(素案)について

(付議の要旨)

公文書を区民共有の知的資源として適正に管理していくため、「(仮称)世田谷区公文書管理条例(素案)」を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

区では新実施計画(後期)において、区民の区政や地域への理解と参加を促すため、公文書の管理を情報公開の基盤と位置づけ、「(仮称)世田谷区公文書管理条例」(以下「条例」という。)の制定に取り組むこととしている。

このたび、条例骨子案についての区民意見募集等によるご意見及び世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)からの答申等を踏まえ、条例(素案)を取りまとめたので、報告する。

2 条例骨子案からの検討経過

(1) 区民意見募集

①意見募集期間

令和元年6月1日(土)～6月24日(月)

(シンポジウム 令和元年6月21日(金)開催)

②意見提出人数

197人

(郵送0人、FAX2人、ホームページ8人、区政モニターアンケート179人、シンポジウム8人) ※シンポジウムの参加は32人

③意見件数

449件

④意見内容については、令和元年9月2日の企画総務常任委員会にて報告済み。

(2) 審議会

令和元年8月27日 「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について」 答申

3 内容

(1) 条例(素案)の概要

別紙1のとおり

(2) 条例(素案)

別紙2のとおり

(3) 参考資料

①ガイドライン(素案)

別紙3のとおり

②ガイドライン【参考資料集】（素案）

別紙4のとおり

③審議会からの答申

別紙5のとおり

④骨子案に対する区民意見募集での意見等と区の考え方

概要版は別紙6のとおり。全ての意見等は別紙7のとおり

4 職員からの意見等

- (1) 10月17日に各部庶務担当課あてメールにて、意見募集をした集約の結果は、別紙8「(仮称)世田谷区公文書管理条例(素案)及び同条例のガイドライン(素案)に対する庁内意見募集の実施結果」のとおり。
- (2) 公文書の取扱いに対する職員の意識のより一層の向上を図るとともに、実行性のある条例等とするため、素案だけでなく、条例(案)及びガイドライン(案)についても、庁内の意見募集を実施する。また、条例施行前に庁内で説明会を開催する。

5 今後のスケジュール(予定)

	11月	企画総務常任委員会(素案の報告)
令和2年	1月	教育委員会(案の意見聴取)
	1月15日	政策会議(案の報告)
	2月	企画総務常任委員会(案の報告)
	2月	第1回区議会定例会(案の提案)
	4月1日	条例施行
	4月以降	歴史的文書の保存及び利用等に関する検討
令和3年度中		条例改正(歴史的文書の保存及び利用等に関する規定の追加)